

東広島市における地域脱炭素に関する連携協定書

東広島市（以下「甲」という。）と株式会社豊国エコソリューションズ（以下「乙」という。）は、東広島市における地域脱炭素を中心とするまちづくりの推進及び実現に向けて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、脱炭素の推進及び実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市民を対象としたZEH化推進に関すること。
- (2) 事業者を対象としたZEB化推進に関すること。
- (3) J-クレジット制度等を活用した環境価値の創出に関すること。
- (4) 地域脱炭素を足掛かりとした域内経済の好循環を促すプラットホーム構築に関すること。
- (5) その他地域脱炭素の推進に関すること。

2 前項各号の詳細、具体的な事項等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和5年3月23日

甲 東広島市西条栄町8番29号

東広島市

東広島市長

高垣廣徳

乙 東広島市西条町御菌宇6400番地4

株式会社 豊国エコソリューションズ

代表取締役社長

佐々木剛